

受領 令和7年11月25日 12時56分

通告番号(13) 1/2

令和7年11月25日

読谷村議会  
議長 伊波 篤 殿

読谷村議會議員  
城間真弓 印

## 一般質問通告書

第548回読谷村議会定例会において次の事項の質問をしたいので、会議規則第61条第2項の規定により通告いたします。

質問要旨	答弁を求める者
<p>1 全ての子どもたちに「学びの保障」と、多様な学びが選択できる環境を！</p> <p>(1) 本村の12月現在の小・中学校の不登校の人数と、準不登校（不登校にカウントされる前の10日から29日までの欠席者数）とされる人数は。</p> <p>(2) 本村の不登校児童生徒のうち、フリースクールや居場所等につながっている人数と、学校外でどのように過ごしているのか、その実態をどの程度把握しているのか。</p> <p>(3) 学校外の居場所・フリースクールに関する公的実態調査の実施について、子ども・保護者・民間施設を対象とした公的な実態調査を実施する考えについて、村の見解は。</p> <p>(4) 学校外の学びを選択する児童生徒への授業料・交通費・昼食費等の経済的負担軽減策について、次期子ども計画および予算編成の中で支援制度を検討する考えを問う。</p> <p>(5) こども基本法の理念を踏まえ、フリースクールや居場所など多様な学びの選択肢として、村の「子ども計画」に明確に位置づける考えは。</p>	
<p>2 本村にまつわる重要土地規制法について、村の姿勢と村民への周知について問う。</p> <p>(1) 読谷村内の「注視区域」および「特別注視区域」に該当する字名をすべて明確に示すこと。また、村として、指定区域に住む住民への周知について、どのような方法・体制で行うのか、具体的な方針を問う。</p>	

## 通告番号 (13) 2/2

質問要旨	答弁を求める者
<p>(2) 国が来年1月以降に予定している運用強化・追加規制に関して、指定区域のある読谷村に対し、国から何らかの説明や情報提供を受けているか。</p> <p>(3) 国に対して不必要的個人情報の提供や住民への不利益を防ぐため、村独自の「対応ガイドライン」および「住民向け説明マニュアル」の作成の必要性について。</p> <p>(4) 特別注視区域内における土地取引・相続・贈与等に関する村への相談件数と、不動産業者、司法書士会等との情報共有はどの程度行われているのか。</p>	
<p>3 住民の生活は待ったなし！上がり続ける物価高騰について、村の対策とは。</p> <p>(1) 村として、物価高騰がどの層にどの程度影響していると分析しているか。</p> <p>(2) これまでの村独自の支援策（水道基本料金免除）の効果をどのように検証したか。</p> <p>(3) 県内市町村における、物価高騰対策の独自施策（給付金、光熱費支援、子育て世帯支援等）の把握状況はどうか。</p> <p>(4) 来年度予算に向けて、村独自の支援策を検討する意思はあるか。</p>	
<p>4 住民の声が活かされる村づくりへ！11月に行われた議会と村民の意見交換会より役場窓口の対応に対する不満や、心情を害したとの声や、平日に休めない働き手（サービス業従事者、子育て中の親など）が役場を利用しにくいとの指摘があった。予約制でもよいので土日の相談日に対応してほしいとの要望が示された。これらの住民の声を踏まえ、</p> <p>(1) 役場窓口対応の改善策について。</p> <p>(2) 土日の手続きや相談日の実施（予約制含む）を検討できないか。</p>	